

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和6（2024）年度補正予算概要……………	1 ～ 3
2 公の施設の指定管理者の指定について……………	4 ～ 10
3 市道の路線認定および変更について……………	11 ～ 12
4 専決処分の報告について（損害賠償の額について）……………	13

1 令和6（2024）年度補正予算概要

[債務負担行為]
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
道路パトロール業務委託料	令和7（2025）年度	6,814
舗装道補修業務委託料	令和7（2025）年度	101,674
区画線設置業務委託料	令和7（2025）年度	13,806
道路清掃業務委託料	令和7（2025）年度	4,749
道路整備事業費	令和6（2024）年度から 令和7（2025）年度まで	300,000

※道路整備事業費の路線内訳については、別紙道路整備事業施行箇所一覧表2ページのとおり

(変更)

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
都市公園管理委託料 〔東 部 地 区〕 〔西 部 地 区〕 〔北 部 地 区〕	3,956,620	3,956,385
東山墓園管理委託料	216,700	216,483
戸井ウォーターパーク 管 理 委 託 料	341,968	341,960

道路整備事業施行箇所一覧表

<道路舗装（道路整備事業費分）>※工事の早期発注により，施工時期の平準化を図ることを目的とするもの。

図面 番号	路 線 名	施 行 箇 所	道 路 舗 装	摘 要
			延 長(m)	
1	大 森 浜 通	大森町4～東雲町9	230	オーバーレイ
2	宇 賀 浦 4 号 線	宇賀浦町10～高盛町7	251	オーバーレイ
3	白 楊 通	日乃出町26～22	258	オーバーレイ
4	放 射 4 ー 1 号 線	本通3丁目6～本通2丁目14	365	オーバーレイ
5	東 山 墓 園 通	鍛冶2丁目22～神山3丁目1	411	オーバーレイ
6	桔 梗 3 7 号 線	桔梗町379～431	322	オーバーレイ
7	桐 花 通	昭和1丁目27～昭和3丁目10	310	オーバーレイ

道路整備事業施行箇所図

縮尺 1:50,000



2 公の施設の指定管理者の指定について

(1) 函館市都市公園（東部地区）の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 函館市都市公園（東部地区）

位置 函館市見晴町56番地ほか

イ 指定管理者の名称ならびにその構成団体の住所、名称および代表者の氏名

(ア) 指定管理者の名称

函館市公園管理コンソーシアム

(イ) 構成団体

代表団体 住所 函館市花園町24番2号

名称 一般財団法人函館市住宅都市施設公社

代表者の氏名 理事長 佐賀井 学

住所 函館市昭和2丁目1番17号

名称 函館造園建設業協同組合

代表者の氏名 理事長 高瀬 勝彦

ウ 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

函館市公園管理コンソーシアム

(イ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い、適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

1,228,672千円

(2) 函館市都市公園（西部地区）の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 函館市都市公園（西部地区）

位置 函館市函館山千畳敷 1 番地ほか

イ 指定管理者の名称ならびにその構成団体の住所，名称および代表者の氏名

(ア) 指定管理者の名称

函館市公園管理コンソーシアム

(イ) 構成団体

代表団体 住所 函館市花園町 2 4 番 2 号

名称 一般財団法人函館市住宅都市施設公社

代表者の氏名 理事長 佐賀井 学

住所 函館市昭和 2 丁目 1 番 1 7 号

名称 函館造園建設業協同組合

代表者の氏名 理事長 高瀬 勝彦

ウ 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

函館市公園管理コンソーシアム

(イ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い，適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

1，424，657 千円

(3) 函館市都市公園（北部地区）の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 函館市都市公園（北部地区）

位置 函館市五稜郭町４４番ほか

イ 指定管理者の名称ならびにその構成団体の住所，名称および代表者の氏名

(ｱ) 指定管理者の名称

函館市公園管理コンソーシアム

(ｲ) 構成団体

代表団体 住所 函館市花園町２４番２号

名称 一般財団法人函館市住宅都市施設公社

代表者の氏名 理事長 佐賀井 学

住所 函館市昭和２丁目１番１７号

名称 函館造園建設業協同組合

代表者の氏名 理事長 高瀬 勝彦

ウ 指定の期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

エ 候補者の選定

(ｱ) 応募団体の名称

函館市公園管理コンソーシアム

(ｲ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い，適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

１，３０３，０５６千円

(4) 東山墓園の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 函館市東山墓園

位置 函館市東山町地内

イ 指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所 函館市末広町２２番２１号

名称 株式会社マルゼンシステムズ

代表者の氏名 代表取締役 田中 千尋

ウ 指定の期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

株式会社マルゼンシステムズ

(イ) 評価内容

評価基準に基づき，７名の選定委員が個別に評価・採点を行い，適当と認められるため候補者とした。

評 価 基 準		配 点	評 価
			株 式 会 社 マルゼンシステムズ
1	施設設置の目的が達成できるか	40	34
2	市民の平等利用が確保され，市民サービスの向上が図られるか	40	30
3	収支計画は，管理運営上支障のない内容となっているか	30	20
4	事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30	24
5	緊急時対応などの体制が確立されているか	20	15

6	個人情報保護の適正な管理が図られるか	10	7
7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40	32
8	環境に配慮した経営を行っているか	10	7
9	障がい者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10	7
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20	14
11	個別項目 (施設の管理に関する特徴的な事項)	50	34
合 計		300	224

オ 管理委託料

2 1 6 , 4 8 3 千円

(5) 戸井ウォーターパークの指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 函館市戸井ウォーターパーク

位置 函館市原木町２８１番地ほか

イ 指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所 函館市末広町２２番２１号

名称 株式会社マルゼンシステムズ

代表者の氏名 代表取締役 田中 千尋

ウ 指定の期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

a 株式会社マルゼンシステムズ

b 合同会社ＥＧＡＯ

(イ) 評価内容

評価基準に基づき，６名の選定委員が個別に評価・採点を行い，その平均点数が最も高かった団体を候補者とした。

評 価 基 準		配 点	評 価	
			株式会社 マルゼンシステ ムズ	合同会社 ＥＧＡＯ
1	施設設置の目的が達成できる か	40	33	
2	市民の平等利用が確保され，市 民サービスの向上が図られる か	40	35	
3	収支計画は，管理運営上支障の ない内容となっているか	30	22	
4	事業計画に沿った管理を安定 して行う物的・人的能力がある か	30	26	

5	緊急時対応などの体制が確立されているか	20	16	
6	個人情報保護の適正な管理が図られるか	10	8	
7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40	31	
8	環境に配慮した経営を行っているか	10	7	
9	障がい者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10	7	
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20	15	
11	個別項目 (施設の管理に関する特徴的な事項)	50	38	
12	提案金額の比較について	200	200	
合 計		500	438	361

オ 管理委託料

341,960千円

3 市道の路線認定および変更について

(1) 市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	幅 員 m	延 長 m	認 定 理 由
4683	美原 1－38 号線	美原 1 丁目 205 番 158 地先から 美原 1 丁目 205 番 165 地先まで	5.80 ～6.30	106	寄附
4684	桔梗 219 号線	桔梗町 431 番 194 地先から 桔梗町 431 番 150 地先まで	8.00	272	開発行為
4685	桔梗 220 号線	桔梗町 431 番 160 地先から 桔梗町 431 番 171 地先まで	8.00	143	開発行為
4686	桔梗 221 号線	桔梗町 431 番 168 地先から 桔梗町 431 番 165 地先まで	8.00	49	開発行為
4687	西桔梗 118 号線	西桔梗町 744 番 17 地先から 西桔梗町 744 番 8 地先まで	6.00	183	寄附
4688	亀田港 76 号線	亀田港町 389 番 64 地先から 亀田港町 389 番 107 地先まで	5.00	51	寄附
計	6 路線			804	

(2) 市道路線変更調書

整理 番号	路 線 名	旧 新 別	起 点 終 点	幅 員 m	延 長 m	変更理由
1267	上湯川 4 1 号線	旧	上湯川町 2 6 5 番 2 地先から 高松町 5 7 5 番 4 1 地先まで	8.40 ～76.00	1,430	路線見直しに伴う起終点の変更
		新	上湯川町 2 9 3 番 1 9 地先から 上湯川町 2 6 8 番 3 地先まで	8.40 ～76.00	1,335	
3287	本通 4 - 2 1 号線	旧	本通 4 丁目 3 7 9 番 6 7 地先から 本通 4 丁目 3 6 7 番 3 地先まで	5.20 ～6.00	45	寄附・譲与に伴う起終点の変更
		新	本通 4 丁目 3 7 1 番 9 0 地先から 本通 4 丁目 3 7 9 番 6 地先まで	4.90 ～6.00	84	
3773	美原 1 - 3 4 号線	旧	美原 1 丁目 2 1 3 番 1 8 地先から 美原 1 丁目 2 1 3 番 1 地先まで	6.00 ～8.50	91	寄附に伴う終点の変更
		新	美原 1 丁目 2 1 3 番 1 8 地先から 美原 1 丁目 2 0 5 番 1 5 3 地先まで	5.90 ～8.50	233	
4650	石川 1 1 5 号線	旧	石川町 1 7 1 番 2 地先から 石川町 1 7 1 番 2 地先まで	6.00	9	寄附に伴う終点の変更
		新	石川町 1 7 1 番 1 9 地先から 石川町 1 7 2 番 8 地先まで	6.00	144	
3401	桔梗 1 6 1 号線	旧	桔梗町 4 1 8 番 1 1 2 地先から 桔梗町 4 1 8 番 2 8 4 地先まで	8.00 ～13.00	327	開発行為に伴う起終点の変更
		新	桔梗町 4 1 8 番 6 6 地先から 桔梗町 4 1 8 番 1 1 0 地先まで	8.00 ～13.00	467	
計	(5)路線				361	

市道路線増減合計	
路線数	延 長
+ 6 路線	+ 1, 1 6 5 m

4 専決処分の報告について（損害賠償の額について）

(1) 専決処分の内容

令和6年6月29日函館市大森町14番先で発生した道路管理瑕疵による転倒事故の損害賠償の額を令和6年10月9日地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決した。

(2) 損害賠償の額

10,270円

(3) 損害賠償の相手方

函館市に在住する40歳代の女性

(4) 専決処分の報告

地方自治法第180条第2項の規定により，令和6年第4回市議会定例会に専決処分をした旨の報告をする。